

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 穂香の里

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(岡山市指定 第3390100570号)

当事業所は、利用者に対して指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護・要支援認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。要介護・要支援認定をまだ受けられていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 秘密保持と個人情報保護
7. サービス提供に関する相談。苦情の受付について
8. 相談・苦情解決の手順
9. 運営推進会議の設置
10. 協力医療機関、バックアップ施設
11. 非常災害時の対応
12. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 岡山中央福祉会
- (2) 法人所在地 岡山県岡山市東区吉原231番地
- (3) 電話番号 (086) 944-2179
- (4) 代表者 理事長 井場 哲也
- (5) 設立年月日 1980年11月4日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護

(2) 事業所の目的

住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通い、訪問、宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。

- (3) 事業所の名称 (介護予防)小規模多機能居宅介護 穂香の里

- (4) 事業所の所在地 岡山市東区豊田300番地の1

- (5) 電話番号 086-948-0027

- (6) 管理者氏名 上森 辰也

(7) 当事業所の運営方針

利用者の人権を尊重し住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通い、訪問、宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行い、地域での暮らしを支援します。

- (8) 開設年月日 2008年 7月 1日

- (9) 登録定員 29名(通いサービス定員18名、宿泊サービス定員7名)

- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	8室	洋室6室 和室2室
居間	1室	
食堂	1室	
浴室	1室	
消防設備	スプリンクラー、消火器の設置	

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施

(1) 通常の事業実施地域 岡山市

*上記以外の地域の方は当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日および営業時間

営業日 年中無休

営業時間

通いサービス（基本時間） 9：30～16：00

宿泊サービス（基本時間） 16：00～9：30

訪問サービス（基本時間） 24時間

*緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供します。

*受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>職員の配置については、指定基準を遵守しています、

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1人（兼務）	事業所の業務を統括し従業員の管理を行なう
介護支援専門員	1人（常勤）	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成をとりまとめ、地域包括支援センターや関係機関との連絡・調整を行う。
介護職員	6人以上	介護および生活援助
看護師	1人以上	利用者の健康管理、看護業務
運転手	2人	利用者の送迎及び介護・運転業務
宿直員	5名（非常勤）	夜間の連絡・調整

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対し以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス） |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割又は7割が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の1割、2割又は3割の金額となります。サービスをど

のような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

入浴、排泄及び食事等の基本介護

日常生活上の援助

送迎

イ 訪問サービス

利用者のご自宅へ訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要なサービスを提供します。

ウ 宿泊サービス

穂香の里に宿泊していただき食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

エ 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

<サービス利用料金>

通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用(定額)です。別表料金表により、利用者の要介護度に応じたサービス料金をお支払いください。

☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合、または登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」は以下の場合を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実施に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行します。

☆ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。(別表参照)

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

利用料金のお支払い方法

前記（１）（２）の料金・費用は、１ヵ月ごとに計算し、つぎのいずれかの方法により翌月にお支払いください。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 口座引き落とし
- ③ 指定口座への振込み

（２） 利用の中止、変更、追加

- ☆ （介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスは、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ☆ 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は１ヵ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数を変更された場合も１ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料が発生する場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（３） （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について

当事業所は、サービス提供を開始する際に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を十分に把握し、他の関係介護職員との協議の上、個別に（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

計画の作成にあたってはその内容について利用者及び家族に説明し、利用者の同意を得ることとします。

計画を作成した際には、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書を利用者に交付し、援助の目標及び内容について利用者や家族に説明を行いません。なお、交付した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書はサービス利用終了後より５年間保存します。

(4) サービス提供の記録

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該(介護予防) 小規模多機能型居宅介護について、介護保険法第 41 条第 6 項または法第 53 条第 4 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載します。

5. 秘密保持について

- (1) 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します
 - ・利用者に関わる(介護予防) 居宅サービス計画および(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供。
 - ・介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整。
 - ・利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。
 - ・利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合。

6. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

(電話番号) 086-948-0027<直通>

(担当者) 上森 辰也

(対応時間) 月～土曜日 8時30分～17時

(但し、12月29日～1月3日は除く)

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

岡山市役所 岡山市北区大供一丁目1-1 TEL086-803-1000

国民健康保険団体連合会 岡山市北区桑田町11-6 TEL086-223-8811

岡山県社会福祉協議会 岡山市北区石関町2-1 TEL086-226-3511

(3) 相談・苦情解決の体制及び手順

管理者は、提供した(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者からの相談・苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

岡山医療生協 岡山協立病院

特別養護老人ホーム 穂香の里

9. 非常災害時の対応

消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を配置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者、火元責任者には事業所管理者を配置します。
- (2) 火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際には防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害用の設備は常に有効に保持するように努めます。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたることとします。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育・消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時

10. サービス利用にあたっての留意事項

- ・事業所内の設備機器は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

- ・他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	岡山市豊田300番地1		
	事業所名	小規模多機能型居宅介護 穂香の里		
	代表者	施設長	伊達 隆	印
	介護支援専門員		眞坂 恵美	
	説明者			印

上記内容の説明を事業者から受け、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住 所		
	氏 名		印

代理人	住 所		
	氏 名		印